



平成 2 7 年 第 2 回定例会：7 月 1 6 日

鴻巣行田北本環境資源組合議会会議録

鴻巣行田北本環境資源組合議会

平成27年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	3
○出席議員（14名）	3
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	4
○開 議（午後 2時00分）	5
○諸般の報告	5
出席者の紹介、臨時議長の紹介	5
○開 会（午後 2時05分）	6
○仮議席の指定	6
○議事日程（その1）の報告	6
○議長の選挙	7
○議事日程（その2）の報告	8
○議席の指定	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
議会運営委員長報告	9
採決	9
○副議長の選挙	9
○議案第6号の上程、提案説明	11
工藤正司 管理者	11
森光弘 事務局長	12
○上程議案の質疑	13
質疑 3番 細谷美恵子 議員	13
答弁 片寄仁志 次長	14

再質疑	1 4
再答弁	1 4
○上程議案の討論、採決	1 5
○議案第 7 号及び第 8 号の一括上程、提案説明	1 5
工 藤 正 司 管理者	1 5
○上程議案の質疑、討論省略、採決	1 6
休 憩（午後 2 時 4 1 分）	1 7
<hr/>	
再 開（午後 2 時 4 6 分）	1 7
○議第 1 号の日程追加、提案説明	1 7
提出者代表 1 0 番 香 川 宏 行 議員	1 7
○上程議案の質疑～採決	1 8
○一般質問	1 8
3 番 細 谷 美 恵 子 議員	1 9
答弁 森 光 弘 事務局長	2 0
再質問	2 2
再答弁 程 塚 勲 次長	2 2
○特定事件の委員会付託	2 2
○閉 会（午後 3 時 0 5 分）	2 3
<hr/>	
○署名議員	2 4

鴻環資組告示第2号

平成27年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を、7月16日小針クリ
ーンセンター2階会議室に招集する。

平成27年7月6日

鴻巣行田北本環境資源組合
管理者 工藤正司

○ 議事日程（その1）

平成27年7月16日（木） 午後2時00分開議

第1 議長の選挙

○ 議事日程（その2）

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 副議長の選挙

第5 議案第6号 専決処分の承認を求めるについて

第6 議案第7号 鴻巣行田北本環境資源組合監査委員の選任につき同意を
求めるについて

議案第8号 鴻巣行田北本環境資源組合監査委員の選任につき同意を
求めるについて

第7 一般質問

一般質問通告一覧

順	質問者氏名	質問事項及び内容
1	細谷美恵子 議員	1 新たなごみ処理施設の建設候補地に関する説明会について 新たなごみ処理施設の建設候補地に関する説明会資料によると新施設建設候補地の位置に隣接して鴻巣カントリーエレベーターがあるが、全く問題はないのか。又、その根拠を示して説明してください。 2 鴻巣行田北本環境資源組合熱回収施設等建設候補地選定支援業務について 平成26年6月20日のプロポーザル実施の公表から、企画提案書の審査、プレゼンテーション、ヒアリング実施等を行い、パシフィックコンサルタンツ(株)埼玉事務所が第一優先交渉事業者に決まりましたが、 ①その時の内容を具体的に説明してください。

		②企画提案書は公表できますか。閲覧は可能ですか。 ③プレゼンテーション、ヒアリングについてパシフィックコンサルタンツ(株)埼玉事務所の内容はどのように記録されていますか。閲覧は可能ですか。
--	--	---

第8 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程（その1）、（その2）のほか

議第1号 鴻巣行田北本環境資源組合議会会議規則の一部を改正する規則

○ 出席議員（14名）

1番	川崎葉子	議員	2番	金子雄一	議員
3番	細谷美恵子	議員	4番	梁瀬里司	議員
5番	松島修一	議員	6番	渡邊良太	議員
7番	大塚佳之	議員	8番	坂本晃	議員
9番	小林友明	議員	10番	香川宏行	議員
11番	岸昭二	議員	12番	金子真理子	議員
13番	阿部慎也	議員	14番	吉田豊彦	議員

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

工藤正司	管理者
原口和久	副管理者
現王園孝昭	副管理者
堀口真弘	会計管理者
小澤敬臣	監査委員
小林乙三	参与
長島祥一	参与

加	藤	一	男	参	与
小	卷	政	史	参	与
関	口	泰	清	参	与
長	島	良	和	参	与

○ 事務局職員出席者

事 務 局 長	森	光	弘
事 務 局 次 長	片 寄	仁	志
事 務 局 次 長	程 塚		勲
副 参 事	鈴 木	健	太
書 記	今 井	剛	史

午後 2時 00分 開議

△諸般の報告

○森 光弘事務局長 本日皆様には、公私ご多忙のところ本組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

先ず開会に先立ちまして、本日、お席に配布させていただきました配付物の確認をお願いします。鴻巣行田北本環境資源組合議会席次表、平成27年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会議事日程、鴻巣行田北本環境資源組合議会議席表、議案第7号鴻巣行田北本環境資源組合監査委員の選任につき同意を求めらるるについて、議案第8号鴻巣行田北本環境資源組合監査委員の選任につき同意を求めらるるについて、一般質問通告一覧、以上でございます。不足等ございますでしょうか。

また、本日の議会終了後、一旦休憩の後、事務局から報告事項がございますので、お時間をいただきますようお願いいたします。

本日の議会につきましては、統一地方選挙後、正副管理者等の執行部と組合議員とが一堂に会します最初の議会となりますので、出席者の紹介をしたいと存じます。

初めに議員の皆さんからご紹介いたします。お名前をお読みいたしますので、ご起立をお願いいたします。

それでは、鴻巣市選出議員からご紹介申し上げます。川崎議員、金子議員、大塚議員、坂本議員、阿部議員です。

次に行田市選出議員をご紹介いたします。細谷議員、梁瀬議員、小林議員、香川議員、吉田議員です。

次に北本市選出議員をご紹介いたします。松島議員、渡邊議員、岸議員、金子議員です。

次に、本日出席しております正副管理者、会計管理者、監査委員をご紹介いたします。初めに、管理者の工藤行田市長です。次に、副管理者の原口鴻巣市長です。同じく副管理者の現王園北本市長です。会計管理者の堀口行田市会計管理者です。識見を有する監査委員の小澤監査委員です。なお、構成市の部課長をメンバーとする当組合参与会の参与、及び当組合事務局職員の紹介は割愛いたします。

以上で紹介を終わらせていただきます。

次に、平成27年4月30日をもって、組合議会議員の皆さんの任期が満了となり、構成市議会において新たに選出されたことから、現在、組合議会議長及び副議長が選出されておられませんので、地方自治法第107条の規定により、議長が選出されるまでの間、年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなります。出席議員中、吉田議員が最年長議員でございますので、臨時の議長をお願いしたいと存じます。

それでは、吉田議員には議長席にお移りいただき、議事進行をよろしく願いいたします。

[吉田豊彦臨時議長 議長席に着く]

○吉田豊彦臨時議長 ただ今ご紹介いただきました臨時議長の吉田です。

本日皆様には、公私極めてご多忙のところ本組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の定例会は、地方自治法第107条の規定によりまして、議長が選挙されるまでの間、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので、何卒よろしく願いいたします。

午後 2時 05分 開会

○吉田豊彦臨時議長 それではただ今から、平成27年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を開会いたします。出席議員が14名で定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。これより、直ちに会議を開きます。

△仮議席の指定

○吉田豊彦臨時議長 この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

△議事日程（その1）の報告

○吉田豊彦臨時議長 それでは、議事日程を報告いたします。

事務局をして朗読いたさせます。 ————— 事務局。

△議長選挙

○吉田豊彦臨時議長 日程第1、議長の選挙を行います。

この際お諮りいたします。本組合議会議長の選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

次にお諮りいたします。香川議会運営委員長において指名することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、香川議会運営委員長において指名することに決しました。

————— 議会運営委員長 10番 香川宏行 議員。

[香川宏行議会運営委員長登壇]

○香川宏行議会運営委員長 それでは私の方から指名させていただきます。本組合議会議長に、吉田豊彦議員を指名いたします。

○吉田豊彦臨時議長 お諮りいたします。ただいま香川議会運営委員長において指名いたしました吉田豊彦を本組合議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました吉田豊彦が本組合議会議長に当選されました。

不詳私、当選を受諾いたします。一言ご挨拶を申し上げます。

[吉田豊彦議長 登壇]

○吉田豊彦議長 このたび皆様方のご推挙を得まして、議長に就任いたすことにな

りました。まことに身に余る光栄であり、心から厚くお礼を申し上げますとともに、その責任の重さをひしひしと感じている次第であります。

本組合は、鴻巣市・行田市・北本市の3市を構成市とする組合として、新たなごみ処理施設の建設という市民生活に欠くことのできない事業を推進するため、昨年4月に新たなスタートを切ったところであります。こうしたことから、当組合議会は、引き続き、安全かつ適正な現施設の管理運営と新たな事業に的確に対応していくことが重要と考えられます。

議長として、微力ながら専心努力する所存でありますので、どうか議員の皆様並びに執行部の皆様におかれましては、これからも温かいご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

[吉田豊彦議長 議長席に着く]

○吉田豊彦議長 それでは、直ちに議長の職務をとらせていただきます。

△議事日程（その2）の報告

○吉田豊彦議長 これより以降の議事日程を報告いたします。

事務局をして朗読いたさせます。 ————— 事務局。

[事務局朗読]

△議席の指定

○吉田豊彦議長 まず、日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によりまして、議長において指定いたします。

議席は、お手元に配布した議席表のとおりでありますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○吉田豊彦議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第80条の規定により議長において指名いたします。

1番 川崎 葉子 議員

2番 金子 雄一 議員

以上2名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○吉田豊彦議長 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

————— 議会運営委員長 10番 香川宏行 議員。

[香川宏行議会運営委員長登壇]

○香川宏行議会運営委員長 ご報告申し上げます。

当委員会は、去る7月9日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配布いたしております、平成27年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○吉田豊彦議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり本議会定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配布してあります印刷文書によりご了承願います。

△副議長の選挙

○吉田豊彦議長 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。本組合議会副議長の選挙の方法につきましては、地方自治

法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

次に、お諮りいたします。議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

本組合議会副議長に、大塚佳之議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました大塚佳之議員を本組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました大塚佳之議員が本組合議会副議長に当選されました。

副議長に当選された大塚佳之議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

では、当選されました大塚佳之議員にご挨拶をお願いいたします。

〔大塚佳之副議長 登壇〕

○大塚佳之副議長 このたび皆様方のご推挙をいただきまして、副議長という大役を仰せつかりましたこと、誠にありがたく、光栄に思うところでございます。

先ほど議長のごあいさつの中にもありましたように、当組合は、新たなごみ処理施設の建設という重要な事業を進めているところでありまして、組合議会の役割は今後、より重責を担うものと考えられます。この上は副議長として、議長を補佐いたしまして、議会が公正かつ円滑に運営されますよう、更に、組合の事業が円滑かつ着実に推進されますよう努力を傾注してまいりたいと考えております。どうか議員各位並びに執行部の皆様におかれましては、これからも温かいご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。就任のごあいさつとさせていた

できます。ありがとうございました。

△議案第6号の上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第5、議案第6号を議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——— 管理者。

[工藤正司管理者 登壇]

○工藤正司管理者 本日、ここに平成27年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中をご参集賜り、重要案件につきましてご審議いただきますことに、心から厚くお礼を申し上げます。今議会においてご審議いただく案件は、専決処分による組合職員の給与に関する条例の一部改正及び人事案件となっておりますが、何とぞ慎重にご審議をいただき、今後とも鴻巣行田北本環境資源組合の運営に、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、新たな施設の建設事業につきましては、建設候補地地元の皆様のご協力をいただきながら、地元説明会等を開催したところでございます。事業の進捗状況の詳細につきましては、議会終了後に事務局から報告いたさせますので、よろしく願いいたします。

それでは早速、本定例会に提出いたしました各議案につきまして、議事日程に従い、順次ご説明申し上げます。なお、細部につきましては後程、事務局長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

まず、議案第6号、専決処分の承認を求めるについてご説明申し上げます。本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたものでありますが、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、その承認を求めるものであります。

それでは、議案書の1ページないし3ページをお開き願います。鴻巣行田北本環境資源組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分を行ったもので、内容といたしましては、管理職特別勤務手当の支給要件の追加及び本組合職員の給料月額を引き下げを行ったものであります。以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 次に、議案第6号について、事務局の細部説明を求めます。

————— 事務局長。

[森 光弘事務局長 登壇]

○森 光弘事務局長 それでは、議案第6号、専決処分の承認を求めるについての細部説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告における給与制度の総合的見直しを受けて行われた、国家公務員の給与改定及び埼玉県人事委員会勧告による埼玉県職員の給与改定を踏まえ、本組合職員給与についても同様の見直しを行ったものでございます。また、本組合の給与関係条例は行田市に準じて制定しており、今回の改定も同様に措置を行っております。

それでは、改正内容について順次ご説明申し上げます。参考資料としてお配りしております、条例の新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

まず第15条の3は、管理職員特別勤務手当に係る改正でありまして、第1項は、用語の整備を行うものです。第2項は、休日等の勤務について支給していた管理職員特別勤務手当を、平日の深夜午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給する旨を定めるものです。第3項第1号は、改正前の第2項の内容を規定するものです。第2号は、平日勤務の際の特別勤務手当を6千円を上限に支給する旨を定めるものでございます。第16条の5第2項第1号及び第2号は、勤勉手当の支給月数に係る改正でありまして、昨年12月において引き上げた月分を平準化するため、支給月数を再任用職員以外の職員については100分の82.5を100分の75とし、再任用職員については、100分の37.5を100分の35とするものであります。

次の別表は、給料月額を引き下げに係る改正であります。国の俸給表の改定を踏まえ、行田市に準じて改正を行おうとするもので、職員全体で平均2%の引き下げとなるものでございます。これらの改正によりまして、職員の年間平均給与額で比較しますと、1人あたり約9万7千円の減額となり、本組合の実質減額率は、1.63%となります。なお、激変緩和のための現給保障措置がとられますので、これを考慮しますと一人あたり約5万1千円の減額となります。

議案書の9ページをお願いいたします。附則についてご説明いたします。

第1項は、本条例の施行期日を、平成27年4月1日からとするものです。第2項は、適用日前の異動者の号給の調整で、適用日前に職務の級を変更して異動した職員の給料月額調整措置等を定めたものです。第3項は、給料月額の引き下げに伴い、給料月額が切替日前の額に達しない者には、当分の間、その差額に相当する額を支給することを定めたものです。第4項及び第5項は、切替日の前日から又は切替日以降、新たに給料表の適用を受ける職員の調整について定めたものです。第6項は、期末勤勉手当等の算定にあたり、現給保障による差額分を含めた調整について定めたものです。次の10ページをお願いします。第7項は、管理者への委任を定めたものです。以上で、議案第6号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○吉田豊彦議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑

○吉田豊彦議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[質疑者挙手]

○吉田豊彦議長 質疑の通告がありますので、発言を許します。

————— 3番 細谷美恵子議員。

○3番 細谷美恵子議員 先ほどのご説明の中で、1つ管理職員特別勤務手当というのをごさいますて、これの性格についてお伺いしたい。それともう1つ、前項に規定する場合のほか、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する、とございます。労働基準法では、午後10時から午前5時までの勤務に対して、深夜勤務手当というものがどのような立場の人にも支払われるというふうになっていると思いますが、それとの整合性というのが、こちらの方は午前0時から午前5時までというふうになっておりますが、それは取れるのでしょうか。2つです。1つ管理職員特別勤務手当という性質、性格についてお伺いしたい事と、先ほどの労働基準法の午後10時から午前5時までの深夜勤務手当と、

午前0時から午前5時までについて管理職特別勤務手当が支払われるということ、これが深夜勤務手当にあたるのかどうなのか、この2つについてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。——— 次長。

○片寄仁志次長 それでは、細谷議員さんからの質疑に対しまして答弁させていただきます。

まず最初に管理職員特別勤務手当の性質についてでございますが、管理職員には時間外勤務手当が支給されておられませんので、超過勤務について手当を支給するというものでございます。今回の改正につきましては、平日の午前0時から午前5時ということで、あくまで人事院勧告に基づきまして、その中で午前0時から午前5時と定められているということで、このような改正になっているとご理解いただければと思います。以上でございます。

○吉田豊彦議長 再質疑ありますか。——— 3番 細谷美恵子議員。

○3番 細谷美恵子議員 今ご説明いただきましたが、そうしますと、管理職特別勤務手当というのは、時間外勤務手当が管理職員の方々にはそもそもないので、特別勤務手当という形で支給するというところで理解させていただきましたが、また、労基法との整合性ということですが、労基法ではなく人事院勧告に沿ったということですが、そうしますと、管理職員の方々の時間外がないということですが午後10時から午前0時にも特別勤務手当が支給され、午前0時から午前5時までの間はやはり深夜勤務手当の代わりに、特別勤務手当が支給されるということで、午後10時から午前5時までの間はずっと管理職特別勤務手当が支給されるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。——— 次長。

○片寄仁志次長 新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、管理職員の場合、改正前の管理職員特別勤務手当の規定、第15条の3では、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または祝日法による休日等もしくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する、となっております。先ほど申し上げた、時間外勤務手当の代わりというのは、この規定によるところでございます。今までは休日勤務1回に

つき1万2千円を超えない範囲内において支給されていたものに、改正後の規定では、第2項の規定が新たに加わったと、平日の午前0時から午前5時までの部分は余計にみますという規定が加わったという考え方をしていただけたらと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○吉田豊彦議長 他に質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

△上程議案の討論、採決

○吉田豊彦議長 次に、議案第6号について、討論に入りますので、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。次に、採決いたします。

議案第6号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

△議案第7号及び第8号の一括上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第6、議案第7号及び議案第8号を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、11番岸昭二議員の退席を求めます。

[岸 昭二議員 退場]

○吉田豊彦議長 事務局をして議案の朗読をいたさせます。——— 事務局。

[事務局朗読]

○吉田豊彦議長 管理者に提案理由の説明を求めます。——— 管理者。

[工藤正司管理者 登壇]

○工藤正司管理者 それでは、議案第7号及び議案第8号について、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。これら2議案は、いずれも監査委員の

選任についてであります。

はじめに、議案第7号、鴻巣行田北本環境資源組合監査委員の選任につき同意を求めるについてであります。本案は、組合の議員より選任されておりました監査委員の加藤勝明氏が、平成27年4月30日をもって任期満了したことから、その後任として、岸昭二氏を選任いたしたく、また、議案第8号につきましても、鴻巣行田北本環境資源組合監査委員の選任につき同意を求めるについてであります。鴻巣行田北本環境資源組合監査委員の小澤敬臣氏が、平成27年7月17日任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、鴻巣行田北本環境資源組合規約第14条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。以上で、議案第7号及び議案第8号の説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑、討論省略、採決

○吉田豊彦議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。ただいま上程されている2議案は、人事案件でありますので、正規の手続きを省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま上程されている2議案を、直ちに採決いたします。

まず、議案第7号、鴻巣行田北本環境資源組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、これに同意することに賛成の議員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第7号は、これに同意することに決しました。

11番 岸 昭二議員の入場を求めます。

〔岸 昭二議員 入場〕

○吉田豊彦議長 次に、議案第8号、鴻巣行田北本環境資源組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、これに同意することに賛成の議員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号は、これに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 41分 休憩

午後 2時 46分 再開

○吉田豊彦議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議第1号の日程追加、提案説明

○吉田豊彦議長 この際、ご報告いたします。

お手元に配布したとおり、本日、議員から議案1件が追加提出されました。

お諮りいたします。追加提出された議第1号の議員提出議案を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、追加提出された議第1号の議員提出議案を日程に追加し、直ちに議題といたします。朗読を省略して、提出者代表に提案理由の説明を求めます。

————— 提出者代表 10番 香川宏行議員。

[10番 香川宏行議員 登壇]

○10番 香川宏行議員 提出者を代表いたしまして、議第1号、鴻巣行田北本環境資源組合議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案説明を申し上げます。

本案は、会議規則第13条の規定に基づき、私ほか5名の議員によりまして提案したものであります。

提案理由は、全国市議会議長会の標準市議会会議規則が一部改正され、会議等の欠席事由として出産が明文化されたことから、本組合議会会議規則について所

要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、会議を欠席する場合の届出について規定している会議規則第2条に、第2項として、議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる、を加えるものであります。

次に、附則でございますが、施行期日でありまして、この規則は、公布の日から施行する、とするものでございます。

以上が、議第1号の提案説明であります。議員各位におかれましては、本案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○吉田豊彦議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、議第1号について、討論に入りますので、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議第1号、鴻巣行田北本環境資源組合議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議第1号は、原案のとおり可決されました。

△一般質問

○吉田豊彦議長 次に、日程第7、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

————— 3 番 細谷美恵子議員。

[3 番 細谷美恵子議員 登壇]

○ 3 番 細谷美恵子議員 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1 番目に、新たなごみ処理施設の建設候補地に関する説明会に関連して質問をさせていただきます。本年の 4 月と 5 月に実施された、新たなごみ処理施設の建設候補地に関する説明会資料によりますと、今年の 2 月 17 日付けで管理者に提出された、一般廃棄物処理基本計画等の策定及び新たなごみ処理施設の建設候補地の選定について中間答申にも同様な地図がございますが、新施設建設候補地の位置に隣接して鴻巣カントリーエレベーターがございます。新たにごみ処理施設をこの資料中に示された候補地の中に建設することになった場合、当該カントリーエレベーターとその中のその貯蔵物については問題がないのかどうか、ないとするればその根拠について合わせてお伺いをしたいと思います。

次に鴻巣行田北本環境資源組合熱回収施設等建設候補地選定支援業務について質問させていただきます。当鴻巣行田北本環境資源組合ホームページにも掲載されております、熱回収施設等建設候補地選定支援業務プロポーザル実施結果と題する資料を拝見いたしますと、平成 26 年 6 月 20 日にプロポーザルの実施、公表。7 月 23 日に第 2 回審査委員会で企画提案書の審査、同日の第 3 回審査委員会でプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、パシフィックコンサルタンツ株式会社埼玉事務所を第一優先交渉事業者に特定したというふうに伺っておりますが、まず 1 点目といたしまして、パシフィックコンサルタンツ株式会社埼玉事務所がその時に行ったプレゼンテーションと、その時に行われたヒアリングの内容について具体的に説明をしていただきたいと思います。

2 点目にパシフィックコンサルタンツ株式会社埼玉事務所による企画提案書の公表もしくは閲覧が可能であるのかどうか。可能であるとすればいつからどのように閲覧公表できるのかお伺いいたします。

3 点目として、審査結果としてパシフィックコンサルタンツ株式会社埼玉事務所が評価点 71.6 点となったとのことですが、その評価の内訳内容を具体的に説明をしてください。また、その時の記録の閲覧は可能でしょうか。以上ご質問申し上げます。よろしくお願いたします。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———— 事務局長。

[森 光弘事務局長 登壇]

○森 光弘事務局長 それではご質問の1番目、新たなごみ処理施設の建設候補地に関する説明会についてお答えいたします。

新たなごみ処理施設の建設候補地の選定につきましては、鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会に諮問をし、平成27年2月17日に開催されました検討委員会におきまして中間答申をいただいたところでございます。

本組合では、建設候補地の選定にあたりまして、中間答申のほか、平成27年1月29日に、建設候補地の地元であります鴻巣市郷地地区及び安養寺地区の自治会長や土地改良区役員、農業委員など公職の役職にある方に建設候補地の位置につきまして説明会を開催いたしました。また、建設候補地に隣接するカントリーエレベーターの管理者でございます鴻巣市農業協同組合につきましても、建設候補地の位置の説明に伺い、建設候補地として選定したところでございます。説明に伺ったときには、鴻巣市農業協同組合から、周辺環境整備について要望したいとの意向を伺っております。新施設の建設につきましては、周辺施設に影響を及ぼさないよう国等の公害防止基準を順守するとともに、今後の事業の進捗に合わせまして、鴻巣市農業協同組合と協議を進めながら、カントリーエレベーターの業務に支障がないよう事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次にご質問の2番目、鴻巣行田北本環境資源組合熱回収施設等建設候補地選定支援業務についての1点目についてお答えいたします。

熱回収施設等建設候補地選定支援業務の委託事業者の選定につきましては、公募型プロポーザル方式を採用しました。見積り金額によって委託事業者を決定する一般競争入札や指名競争入札と違い、公募型プロポーザル方式は、見積り金額の他に、企画提案能力、業務履行能力などを総合的に判断して、事業者を選定するものでございます。熱回収施設等建設候補地選定支援業務のプロポーザルの参加者を募集しましたところ、6社から申し込みがありました。鴻巣行田北本環境資源組合熱回収施設等建設候補地選定支援業務プロポーザル審査要領に基づき、3回の審査会を実施し、第1回審査会では、技術資料、業務実績等報告書、配置予定技術者調書、簡易提案書等の書類を審査し、6社の中から4社を選定いたし

ました。第2回審査会では、第1回審査を通過しました4社に対しまして、企画提案書の評価と価格評価を行いました。また、第3回審査会では、プレゼンテーション及びヒアリングを実施いたしました。プレゼンテーションの内容でございますが、業務の取り組み方針・基本的な考え方について、本組合に適したごみ処理施設について、作業工程について、施設稼働までのスケジュールについて、検討委員会等の運営支援について、住民説明会の運営支援について、有効な余熱利用についての以上7項目について実施をいたしました。

審査全体を通しての配点でございますが、技術点70点、価格点30点の総合合計点数100点を満点としまして、4社の中で総合点数71.6点で最高得点となりましたパシフィックコンサルタンツ株式会社埼玉事務所を第一優先交渉事業者に決定をいたしました。

次に2点目の、企画提案書の公表、閲覧について、お答えいたします。

鴻巣行田北本環境資源組合情報公開条例第7条では、一定の条件のもとに行政情報を公開しなければならないとしております。行政情報を公開する上での条件でございますが、特定の個人を識別することができるものや個人の権利利益を害するおそれがあるもの、法人その他の団体の情報で、法人等の権利、競争上の地位、正当な利益を害するおそれがあるものなど6項目が定められております。これらの条件に該当しない行政情報につきましては、情報を公開してまいりたいと考えております。

次に3点目についてお答えいたします。プレゼンテーション及びヒアリングにつきましては、評価項目を説明事項の構成や資料のわかりやすさ、資料の作成技術、説明者の説得力や知識などとしまして実施をいたしました。第一優先交渉事業者となりました、パシフィックコンサルタンツ株式会社埼玉事務所のプレゼンテーション及びヒアリングの審査結果でございますが、75点満点中52点となっております、4社のうち最高点でございます。プレゼンテーション及びヒアリングの審査記録の閲覧につきましては、ご質問の2点目でもお答えいたしました。鴻巣行田北本環境資源組合情報公開条例の規定によりまして、一定の条件のもと情報を公開してまいりたいと考えております。以上でございます。

○吉田豊彦議長 再質問ありますか。————— 3番 細谷美恵子議員。

○3番 細谷美恵子議員 ご答弁いただきました中で、1点目のカントリーエレベーターの中の貯蔵物に問題がないのかどうかへのご答弁ですが、それに対してははっきりとお答えをいただけなかったかと思えます。農業協同組合とこれから協力してやっていきたいということだったと思うのですけれども、問題があるかないかというのが分からないのでしょうか、これが1つ目の質問です。そしてこの問題があるのかまたはないというのはいつごろ分かるのでしょうか。そしてそれを発表していただけるのでしょうか。

2点目のパシフィックコンサルタンツの方ですが、情報公開条例に基づいて公開していくとのご答弁をいただきましたが、これはいつ頃になるのでしょうか。これも質問させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。————— 次長。

○程塚 勲次長 私の方から再質問につきまして、お答えいたしたいと思えます。

まず1点目でございますが、カントリーエレベーターの貯蔵物について問題があるかないかということでございますが、現時点で現在のごみ焼却施設につきましては国の環境基準を満たしておりますので、影響はないと認識しております。

それから情報開示でございますが、請求がありましたら遅滞なく情報提供ができるものと考えております。以上でございます。

○吉田豊彦議長 以上で、組合に対する一般質問を終結いたします。

△特定事件の委員会付託

○吉田豊彦議長 次に、日程第8、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。

次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、平成27年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を閉会いたします。

御協力、誠に有難うございました。

午後 3時 05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年 8月 日

鴻巣行田北本環境資源組合議会議長 吉 田 豊 彦

鴻巣行田北本環境資源組合議会議員 川 崎 葉 子

同 金 子 雄 一